

# 企画競争説明書

業務名称：インド国ハリヤナ州持続可能な園芸農業推進事業準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号：22a00435

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022年8月10日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年8月10日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国ハリヤナ州持続可能な園芸農業推進事業準備調査【有償  
勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年10月 ～ 2024年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Hattori.Kazuki@jica.go.jp](mailto:Hattori.Kazuki@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
	配付依頼受付期限	2022年 8月 16日 12時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 8月 17日 12時
2	質問への回答	2022年 8月 22日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 8月 26日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 9月 6日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託

契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年6月1日版）」
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年6月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口 ([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、  
CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提

出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (3) 提出先

##### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

##### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

#### (4) 提出書類

##### 1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となり

ます。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. その他

(1) 契約予定時期と調査内容の変更等

本調査は、契約予定時期の後ろ倒しや調査内容の変更、案件の取りやめの可能性があります。その場合は、契約交渉時にお知らせし、協議いたします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて提案を求め事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インド国ハリヤナ州持続可能な園芸農業推進事業準備調査【有償勘定技術支援】」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

インドにおいて農業及びその関連セクターはGDPの16.8%を占め、かつ雇用の約5割を担う重要産業である（世界銀行データ（2021））。また、インドは1960年代から始まった緑の革命がもたらした生産性の向上もあり、コメや小麦が生産量世界第二位、コメの輸出が世界第一位である（米国農務省（USDA））等、穀物を中心に、世界的に見て主要な食料生産・輸出国となっている。中でも、ハリヤナ州は農業の近代化・大規模化が進み、現在では国内でも有数の穀倉地帯であり、インド全国の穀物の約15%を生産するなど農業が主要産業となっている（ハリヤナ州VISION 2030）。

一方で、ハリヤナ州は約6割の地域で地下水枯渇のリスクが非常に高いとされ、パンジャブ州等と並びインドの中で最も地下水枯渇のリスクに直面している。特に、過去40年間（1974-2014）で地下水位が平均約6m、最大約25m低下する（ハリヤナ州政府地下水検討部会）等、コメを中心とした穀物生産における過剰揚水が近年大きな課題となっている。ハリヤナ州政府はかかる状況に対し、水利用量が相対的に多く環境負荷の大きい穀物栽培から、環境負荷の小さい野菜や果樹等の園芸作物栽培への転換を促す作物多様化スキーム「Mera Pani Meri Virasat Scheme」等を策定・実施し、持続可能な農業を推進している。また、これらの作物多様化の取り組みは、野菜や果物等の園芸作物のインド主要市場（33市場）における入荷量が2008年から2017年の10年間で約2倍増加（インド国立園芸局）しているインドの園芸作物の需要増加に対応する政策でもある。

しかしながら、ハリヤナ州の園芸農業は適切な栽培技術のほか、施設園芸、貯蔵施設や収穫後処理施設といったインフラが満足に供給・整備されていないため、生産性及び品質保持の観点で改善が必要である。また、ハリヤナ州の農家の約7割が経営面積2haの零細農家にあたり（インド農業省統計）、農作物の数量を安定的に確保することができず、かつ生産者団体等の組織に属さず、単独で農作物を市場に卸していることから規模効果（スケールメリット）を得られていない。結果として、農家の市場関係者に対する価格交渉力は低く、作物販売を通じ十分な収入が得られていない課題がある。

インド行政委員会 (NITI Aayog) が策定する農業分野の戦略文書「Doubling Farmers' Income (2017)」においては、農家所得を 2015 年度から倍増させるべく、穀物から野菜や果物等の収益性の高い園芸作物への作物多様化、より良い取引価格の実現のための貯蔵・収穫後処理効率の改善、生産者団体の組織化・能力強化や民間のアグリテック企業との連携等によるバリューチェーン構築を掲げている。「ハリヤナ州持続可能な園芸農業推進事業」（以下、「本事業」という）は同目標の達成に資する活動を行う事業であり、インド政府及びハリヤナ州政府における重要事業と位置付けられる。

本協力準備調査（以下「本調査」という。）は、インド政府からの本事業に対する要請を踏まえ、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として審査するために必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

ハリヤナ州持続可能な園芸農業推進事業

#### (2) 事業目的

本事業はハリヤナ州において、果樹や野菜等の園芸作物への作物多様化支援、バリューチェーン振興のための施設整備・能力強化等を行うことにより、持続可能な農業の推進及び園芸作物の販売促進による対象農家の所得向上を図り、もって同州の社会経済発展に寄与するもの。

#### (3) 事業概要

1) 園芸作物への作物多様化支援（生産地整備（施設園芸整備等）、生産支援強化（栽培研修等）等）

2) バリューチェーン構築支援（生産者団体組織化・能力強化（事業計画策定支援、共同出荷体制構築支援等）、集荷・貯蔵・加工施設整備、販売施設整備、民間企業連携促進（民間企業と生産者団体間のマッチング等）

3) 州園芸局機能強化（営農普及体制やマーケティング体制強化等）

4) コンサルティング・サービス

#### (4) 対象地域

インド国ハリヤナ州

#### (5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

##### 1) 実施機関

ハリヤナ州園芸局 (Horticulture Department, Haryana state)

##### 2) その他関係官庁・機関

生産者団体 (Farmer Producer Organization (以下、「FPO」という。)) の立ち上げや能力強化等については Small Farmers' Agribusiness Consortium Haryana (SFACH) が所管することを想定している。また、ジェンダー主流化の観点から、イ



ンド政府農業局内のジェンダー・リソース・センターやハリヤナ州政府女性と子どもの開発庁等も想定している。

#### 第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第5条 実施方針及び留意事項

##### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時発注者と十分な協議を行うこと。

また、本調査で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、提案されているもの以外の新規提案(コンポーネントや取り決め等)を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、実施機関と十分に協議を行うこと。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

##### (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、発注者から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

(ア) 事業の背景と必要性

(イ) 事業費

(ウ) 事業実施体制

(エ) 運営／維持・管理体制

(オ) 調達・施工方法

(カ) 運用・効果指標

(キ) 環境社会配慮関連資料

### (3) JICA 既往案件のアセット活用

JICA がこれまでインドで実施してきている円借款事業のうち、特に①「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業（フェーズ 1）」及び「同フェーズ 2」、②「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業」を通じて得られたアセットを本事業で活用することが期待されている。具体的に、前者は穀物から園芸作物への作物多様化、後者は地域内で比較優位のある園芸作物の産地形成に取り組んでおり、これらの事業を通じて得られたアセットを本事業の事業計画及びその実施に際して活用していくことを想定している。本調査の実施においては、上記の先行調査・先行事業で収集された情報を十分に把握、活用するよう留意しつつ、先行事業の教訓を整理し、案件形成に活用する。

### (4) 詳細事業計画の策定・事業実施体制及び運営維持管理体制の提案

本事業は多様なコンポーネントで構成される事業であるため、先方政府が提案する事業計画のレビュー・調査での改善提案結果等を踏まえ、実現可能な事業目標を設定する。その達成に向け、作物多様化及びバリューチェーンの構築を通じた持続可能な農業推進及び所得向上のための事業戦略を策定する。また、右事業戦略に基づき、詳細事業計画事業（Detailed Scope of Work）を策定することとする。

さらに、事業スコープに基づいて、先方政府作成の事業計画で提案されている体制のレビューを行う。その上で、当該事業スコープをスケジュール通りに実施し、事業効果を持続的に発現させるために必要な本事業の実施体制と運営維持管理体制を提案する。

### (5) 適切な対象候補県の選定

実施機関からはハリヤナ州全 22 県を事業対象として提案されているが、その妥当性につき本調査を通じて検討する。妥当性の検討に際しては JICA とよく議論を行うこと。

検討の結果、対象候補県の絞り込みを行う必要がある場合、パイロット事業としての展示普及効果、インド政府やその他ドナーが支援する事業との連携のフィージビリティ、その他事業の特性に照らして設定する基準（ex.地下水枯渇や土壌劣化状況等）に留意する。

### (6) 事業対象候補地域及び対象候補農家の選定基準・プロセスの策定及びサブプロジェクトのロングリスト作成

サブプロジェクトとしての事業対象候補地域やサブプロジェクトの中でさらに対象となる対象候補農家の選定基準・プロセスについて実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、JICA に提案する。その際に、治安・安全面上懸念が示される地域については JICA と十分に協議をした上で候補とするか否かを検討する。また、対象候補農家の選定基準策定

に際し先進的で意欲のある農家が選定されるよう、また女性農家も包摂されるよう、留意する。

さらに、本事業は審査時点で全てのサブプロジェクトを確定しないため、実施機関と協議のうえ、事業対象候補をリストアップしたロングリストを作成・提案する。その際に、環境社会配慮ガイドラインに基づき、カテゴリ A 案件に該当するような環境社会影響の大きいセクター、特性・地域に該当する見込みのサブプロジェクトは本事業では対象としないことを踏まえ、選定基準としてカテゴリ A 案件を回避する点を盛り込むよう提案を行う。

#### (7) 作物多様化による環境負荷軽減策の効果検討

ハリヤナ州は過去 40 年間（1974-2014）で地下水位が平均約 6m、最大約 25m 低下するなど、パンジャブ州等と並びインドの中で最も地下水枯渇のリスクに直面している。また、特に地下水をくみ上げて水田に水を張ってため続ける湛水を行うコメはその他の園芸作物と比較して水使用量が多量となっており、地下水利用の観点で環境負荷が大きいと考えられる。

また、ハリヤナ州においては農地およびその周辺に余剰水が停滞し、Water logging（湛水・過湿状態）が発生することで塩害集積による土壌劣化が一部の地域で発生していると考えられる。

本調査では、地下水枯渇や土壌劣化等の実態、要因、野菜等への作物多様化がどの程度の負荷軽減につながるかの定量的及び定性的効果について検討すること。

#### (8) バリューチェーン全体最適化

本事業はバリューチェーンの構築及び改善を行うこととしていることから、本業務ではバリューチェーンのステークホルダーの把握が不可欠となる。その上で、官・民（農家組織含む）の関係者が参加する協議会等、サプライチェーンの全体最適化を図るためにステークホルダー間の調整メカニズムを実施機関が事業を通じて設立することを計画している。ここで言う全体最適化は、サプライチェーンの各段階での付加価値が見える化された上で、それぞれのステークホルダーが合理的と考える取引の選択肢が実現されることとする。

#### (9) 民間企業連携の促進（本邦企業含む）

本事業では貯蔵、流通、販売に係るインフラ整備を行うことに加え、上述のとおりバリューチェーンの構築及び改善を図ることとしている。これらのインフラについては民間企業や生産者団体等の農家組織が利用することを想定していることから、計画策定時、助成方式の検討時、運用方式の検討時などにおいて適宜利用者が関与するよう留意し、利用者の利便性を高める検討を行う。また、民間企業連携は上記インフラ整備に留まらず、生産者団体と大手小売り企業・食品企業、農業資機材企業、アグリテック企業とのマッチングや、インド進出を検討する本邦企業が利用出来る試験圃場の整備等について検討を行う。

#### (ア)パイロット事業の実施

本調査のなかで実施する課題分析結果を踏まえ、課題に対してデジタル・トランスフォーメーション（DX）を切り口に最適なアプローチを模索し、円借款の本体事業の中での民間連携の在り方を検討する。具体的には、女性農家の包摂も促進しつつ、園芸作物の生産性向上や、オンラインマーケットプレイス等のバリューチェーン効率化に資するサービスを提供する日本やインドのアグリテック企業との協働等を実証的に行う。また、セミナー（1回/50名程度の参加想定）を開催し、パイロット事業の成果についての報告や意見交換等を行うことを想定している。調査対象としては以下を想定しているが、調査方針、調査手法、調査期間等については、プロポーザルにて提案を行う。

時期：2023年6月～8月頃

期間：3カ月

パートナー企業数：農業分野のアグリテック2社程度

分野：DXを活用した生産性向上やバリューチェーン効率化（女性包摂促進含む）

#### (イ)本邦招へい事業

インド側からは本邦企業の事業への参画への期待が高く、本邦技術の活用を検討するため、本調査で、本邦招へい事業を行う。現時点では、JICAが推進する「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）」や日本の農林水産省が推進する「グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会」等のコネクションを活用した地方公共団体・本邦企業・団体との連携を想定しているが、その他にも本事業の趣旨に鑑み、有効な本邦リソースがあれば、その活用方法を含め検討すること。

具体的には以下の計画を想定している。

時期：2024年1月頃

期間：2週間

人数：10名程度

対象者：各機関幹部（園芸局課長級等）・PMUの事業管理者候補・FPO幹部等を想定

コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022年4月）に記載されている「実施業務」を担当する。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>）

また、招へい者の人選、必要書類の取付等、招へいに関する支援・調整を行うこと。なお、ガイドラインに記載のとおり「受入業務」及び「監理業務」はJICAが経費を負担して対応する。

上記を踏まえ、民間企業連携促進の取り組み方針については検討のうえプロポーザルに含めること。

#### (10) 農産物別マーケティング戦略

本事業では園芸作物のうち主に果樹と野菜を対象としているが、その他スパイスや花卉を含め幅広く園芸作物のバリューチェーン構築を想定している。バリューチェーンは品目毎に異なることから、品目毎の流通販売状況、州内需給バランス、潜在的な市場、それぞれの担い手・農家のジェンダー比を調査で確認した上で、具体的な作付け作物とマーケット価格に応じた単位当たりの収益を比較し、その収益比較が大きい作物を推奨する、農産物別に販売先とする市場を選定する、それらの決定が農家に与えるジェンダー別インパクトとリスク分析などを含めて、戦略を立てる。また、事業実施段階においてもジェンダー視点に立って、農家が市場情報にアクセスできる体制を検討する。さらに、ハリヤナ州産の園芸作物の販売市場は州内またはデリー等の大消費地を想定しているが、海外に輸出する可能性についても検討を行う。

なお、日本の農林水産省では日本の輸出拡大実行戦略でりんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、いちご、かんしょ等を輸出重点品目と設定しており、日本から輸出するかんきつと現地市場で競合する品目を支援している。ハリヤナ州園芸作物と日本の同戦略で推進される品目の販売市場が重複しないか、重複する場合どのように差別化を図るかにつき検討する。

#### (11) 果樹に関する需要予測

果樹については一旦果樹園を造成すると生産調整が困難となるため、需要予測を行った上で、適切な作物及び品種選定を行う必要がある。また本事業では苗木生産を行うこととしているが、本調査においては、州として将来的に必要となる苗木供給能力を検討する。その際には、民間の苗木業者の供給能力について勘案するよう留意する。事業実施段階においても、定期的に需要の動向を把握出来る体制について検討する。

#### (12) 慣行栽培技術の確認及び適正技術・普及体制の検討

本事業では栽培技術普及体制含め実施機関の能力強化を行うこととしているが、本調査においては行政機関の栽培技術レベル及び農家の栽培技術レベルを確認し、両者のギャップの有無と程度を踏まえて、普及すべき適正技術を検討する。

普及体制に関しては、行政機関による普及に加えて、現地の NGO を活用した効果的な普及活動について検討を行う。また、より効果的な作物のマーケティングを行うべく、営農に対する農家のオーナーシップ強化を通じて農家の収入向上を目指す、SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) アプローチの活用可否を検討する。SHEP アプローチでは具体的には、(1) 農家自身が市場のニーズを把握し、(2) 市場ニーズに沿った品質や生産時期を考慮した上で、(3) 農家自らが栽培計画を策定する。農業普及員 (NGO 含む) は、農家に対し右の栽培計画策定の支援を行うとともに、農家に不足している栽培方法や品質の向上に必要な技術を提

供することが期待される。そのため、マーケットニーズの捕捉体制、農家への情報伝達体制、マーケットニーズを踏まえての各農家の作付け・収穫調整について検討する。

### (13) 生産地整備内容の検討

実施機関作成の事業計画ではビニールハウス等の施設園芸設備を中心とした生産地整備を行う想定。一方で、実施機関作成の簡易事業計画書（PPR）には点滴灌漑施設等の灌漑施設整備による生産地整備には言及がない。本調査により対象地域の圃場の現状・課題を明らかにした上で灌漑施設整備の要否及び具体的な計画につき検討する。

### (14) 受益者負担活動に関する資金フロー及び管理

本事業では農家圃場での施設整備や、貯蔵や加工施設については一部受益者負担で実施することとしている。インド政府は園芸農業振興計画（Mission for Integrated Development of Horticulture）において受益者負担の方式を定めており、ハリヤナ州園芸食品加工局も右事業を実施していることから、本調査では右事業での資金フロー及び管理状況を踏まえ、適切な方法について検討する。

### (15) 生産者団体の立ち上げ・育成計画の策定支援

小規模な経営主体である生産者（農家）が市場にて個々で販売を行っている園芸作物は質、量ともに仲介業者や流通業者等の市場関係者が求める水準に達しておらず、廉価に取り引きされる、女性生産者は差別や性的ハラスメントに遭うリスクがあるなど、農家の価格交渉力（バーゲニングパワー）が弱い状況がみられる。これらの状況を改善するべく、本事業では、市場での園芸作物取引におけるスケールメリットを創出することを目的として、数百人規模の生産者（農家）で構成される生産者団体の育成・強化、集荷体制や加工・流通の一元化等の共同出荷体制構築支援を行うことを想定している。本調査ではジェンダー視点に立ちつつ、上記生産者団体の立ち上げ、育成支援戦略について検討する。

生産者団体の組織化にあたっては、事業裨益者として零細農家でも、また生産者団体は女性農家の参画が少ないケースが散見されるとの指摘があることから、女性農家であっても生産者団体に加盟し、組織化による流通販売上の便益を享受できるよう留意する。

また、生産者団体を支援するためのシードマネーや維持管理等の運転基金のためファンドの立ち上げやその運営方法等につき調査の中で検討すること。

### (16) 栄養に配慮した（Nutrition Sensitive）活動の導入

国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute, IFPRI）によって行われている①栄養不良、②低体重、③低身長、④乳幼児死亡率を元に飢餓を指数化した国際比較によると、Global Hunger Index 2017 でインドは119か国中100位となり、栄養改善が遅れている。また今日のインドでは低栄養問題に加え、過栄養がもたらす課題（成人病患者の増加に伴う医療費の財政圧迫等）を含む二重負荷を抱え

ており、両課題への対策が課題となっている。本事業においても、ジェンダー視点に立ち、栄養に関する啓発、栄養価の高い農産物の生産・調理方法の普及、学校給食との連携など、食料供給の観点から栄養改善に資する活動について検討する。

#### (17) 政府事業・他ドナー事業・JICA 他スキームとの連携

本事業は生産基盤整備、貯蔵、加工、流通販売とサプライチェーン全体の改善を対象としており、関連する先方政府実施事業が複数実施されていることから、これら事業と具体的、効果的な連携を図る。特に、ハリヤナ州政府が作成する PPR では灌漑整備や圃場までの農道に関しては本事業の対象外となっているため、調査の結果スコープから外れる場合、圃場整備の効果が十分に出るよう、対象地域、対象農家を重ねるなど、先方政府が実施する灌漑事業等との連携に留意する。

また、円借款だけでなくその他技術協力プロジェクト、海外協力隊、中小企業・SDGs ビジネス支援事業等、JICA の他スキームとの連携可能性についても検討する。

#### (18) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、カテゴリ FI に分類されている。審査の段階でサブプロジェクトが特定されず、事業実施段階でサブプロジェクトのカテゴリ分類及び影響に応じた配慮を行う必要があることから、そのための環境社会影響評価フレームワーク作成を支援すること。また、自然環境面について、本事業ではインド国内法上環境影響評価報告書（EIA）の作成は求められていないが、農薬・化学肥料の使用による地下水や土壌への影響が生じないような適切な緩和策やモニタリング方法を検討し、事業計画に反映していく必要がある。

なお、調査ではサブプロジェクトのロングリスト作成を行う予定であるが、カテゴリ A またはカテゴリ B 相当のサブプロジェクトが含まれないことが確認されたらカテゴリ C に変更することも想定している。各サブプロジェクトの影響の範囲や規模等については JICA に前広に共有すること。

#### (19) ジェンダー主流化

調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や性別役割、力関係の現状、ジェンダーに関連する法・政策（農業関連含む）から社会規範・慣習、男女で異なる実際的及び戦略的ニーズや課題、ハリヤナ州政府の農業政策におけるジェンダー政策の状況や実施機関におけるジェンダー主流化の状況等、支援対象地域の様々な段階・領域から実施機関の体制・状況まで、ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進の視点を用いて調査分析を行い、ジェンダー課題を抽出すること。また、それらの課題を解決した場合の成果・インパクトを、人権とジェンダー平等の観点及び事業効果の観点の両方から示すこと。さらに、抽出されたジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

## 事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (ウ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

### (20) JICA が実施するミッションへの協力

JICA が実施予定のファクトファインディングミッション時（2023 年 8 月及び 10 月の 2 回の実施を予定）、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う<sup>1</sup>。また、発注者が 2023 年 11 月頃実施予定の詳細ファクトファインディングミッション日程に一部同行し情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う。

## 第 6 条 業務の内容

上記「第 5 条.実施方針及び留意事項」に沿って、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

### 第一次国内作業

#### (1) 既存資料の収集、整理、分析

以下の資料を含む関連資料の内容を確認し、関連情報の収集・分析、本業務への反映可否の検討を行った上で、調査方針・調査計画を策定する。

- (ア) 実施機関作成の事業計画（コンセプトノート）
- (イ) 実施機関より JICA に提出された各種資料（バリューチェーン分析報告書等）
- (ウ) Mission for Integrated Horticulture Development ガイドライン
- (エ) Data collection survey on agriculture, food processing and distribution in Andhra Pradesh state final report
- (オ) The preparatory survey on Rajasthan water sector livelihood improvement project : final report
- (カ) Preparatory survey on initiative for horticulture intensification by micro drip irrigation in Jharkhand : final report
- (キ) 技術協力プロジェクト「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト業務完了報告書（2015 年 11 月）

---

<sup>1</sup> ミッションへの協力に係る業務量としては、それぞれ現地業務日数2日として見積書を作成してください。各ミッションの日程を勘案し、現地業務日程を立案してください。ミッション派遣日程については変更の可能性が有るため、派遣時期についてはJICAに確認して下さい。ミッション派遣時期が変更され、受注者の渡航回数が増加する場合は、旅費（航空賃）の増額について、契約変更の交渉に応じます。



- (ク)ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業インパクト調査報告書
- (ケ)ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業（フェーズ 2）準備調査最終報告書
- (コ)ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業準備調査最終報告書
- (サ)農業・農村開発分野におけるジェンダー主流化のための手引き

## （２） 現地再委託調査指示書の作成

現地再委託の項目に記載のある現地再委託調査につき、第一次現地調査中に現地再委託を通じて実施する現地調査の指示書を作成し、JICA にコメントを依頼する。コメントがあった場合は、指示書に反映する。なお、現地再委託調査は第一次現地調査期間内に開始する。

## （３） SHEP アプローチに関する協議

本事業で適用可能性を検討することとしている SHEP アプローチに関し、JICA 内関係部（経済開発部）及び担当国際協力専門員より聞き取りを行い、本業務での取り組み方針を検討する。

## （４） インセプションレポートの作成・協議

上記を踏まえ、インセプションレポートを作成する。ドラフト段階で JICA に提出し、JICA 本部からのコメントを反映させた最終版を提出する。現地調査前には、最終化したインセプションレポートに基づき、JICA 本部に対し調査方針説明を行う。また、同レポートに基づき、実施機関用のプレゼン資料（英文）（調査の方針、手法、実施計画、便宜供与依頼事項等）を作成する。

## 第一次現地調査

### （１） インセプションレポートの説明

インセプションレポートをもとに JICA 南アジア部及び JICA インド事務所に対して調査方針説明を行う。加えて、現地調査の冒頭に、実施機関及び関連機関に対して調査方針を説明し、内容につき協議・確認する。

### （２） 事業の背景及び必要性の確認並びに中核課題の分析

以下の項目について情報収集を行った上で課題分析を行う。ハリヤナ州農業セクターまたは対象地域が抱える中核課題が何かを検討したうえで、調査で明らかにすべき問いや仮説を明確に提示すること。JICA は事業の骨格を検討するうえで上記の中核課題の検討や問いの設定やそれらに対応する最適なアプローチの検討等のエクササイズを重視している。上記の調査分析、課題抽出、アプローチの検討においてはで

きる限りジェンダー視点を盛り込むこと。また、定期的に JICA と協議を行い詳細化に努めること。

- (ア) 社会経済：人口、産業構造、雇用、社会インフラ、貧困削減状況、識字率、就学率、指定カースト・指定部族の状況等、ハリヤナ州の社会経済状況（ジェンダー別）、農業の重要性
- (イ) 農業行政：ハリヤナ州における農業セクターの現況、法整備、政策、スキーム、実施機関含む関連行政機関の実施体制及び所掌、人材配置、財政状況（過去五年の予算配賦実績含む）
- (ウ) 農業技術普及体制：普及活動内容、普及方法・手法、対象農家数、巡回頻度、普及員の学歴及び経歴、研修制度、苗木・種子供給能力
- (エ) 農産物バリューチェーン：農作物市場、貯蔵、流通、加工、販売に係るバリューチェーンの状況、形式・類型化、重要なステークホルダーの把握
- (オ) 農産物市場状況：州内・州外市場別出荷販売規模、州内における果樹及び野菜の需給状況、農産品の品質、市場取引情報
- (カ) 農業食品分野民間企業の動向：州内及びデリー等近郊大都市の農業資機材企業、食品企業、大型小売店等の民間企業の活動・投資状況
- (キ) 流通インフラ：貯蔵施設、輸送手段、農産物市場等農産物流通に関連するインフラ整備状況と運営体制、食品ロス率
- (ク) 農産物生産体制：穀物等の農産物に係る作付面積、栽培品種・品目、慣行栽培技術、栽培カレンダー、肥料・農薬・種子流通経路、農業機械化状況
- (ケ) 園芸作物生産体制：果樹及び野菜に係る作付面積、栽培品種・品目、慣行栽培技術、栽培カレンダー、肥料・農薬・種子流通経路、農業機械化状況
- (コ) 基盤整備：水資源、水文、気象、基盤整備（灌漑、農道、圃場等）の現状及び今後の開発計画、水利組合の数及び活動状況、水利費徴収状況
- (サ) 農村・農家：営農形態、土地所有・経営形態、作物・品種及び技術の選択基準、市場へのアクセス方法（買取業者との関係含む）、市場情報へのアクセス状況、生計手段、所得構造、農家団体（FPO）の体制・活動内容・財務状況
- (シ) 他ドナー支援：事業概要、本事業への教訓、好事例
- (ス) NGO：州内で活動している農業関係 NGO の活動状況
- (セ) 栄養・その他のジェンダー関連：州内の栄養状況（低栄養及び過栄養）、栄養改善に係る行政の取り組み、農業におけるジェンダー規範、農作業や世帯・コミュニティ内の無償労働の性別役割分担状況、女性グループの活動状況、農業とジェンダーに基づく暴力（SGBV）の関連状況（市場等における性的ハラスメント含む）、実施機関とジェンダー専門機関間の連携状況

なお、上記の情報収集にあたり、再委託調査による調査結果を本事業の協力内容の検討や審査に活用できるよう、再委託調査に係る委託先の調達と作業監理を計画・実施すること。

### (3) 園芸作物サプライチェーン調査

ハリヤナ州の主要な園芸作物に関し、ハリヤナ州内やデリー等の大消費地において、サプライチェーン上の主要アクター、サプライチェーンの各段階での付加価値、アクター間の利益の配分、ハイエンド市場ニーズ等の把握を行い、サプライチェーンの類型化と課題の洗い出しを行う。調査対象としては以下を想定しているが、調査方針、調査手法（対象作物の選定方法含む）、調査期間等については、プロポーザルにて提案を行う。その際、ハリヤナ州園芸局にインハウスコンサルとして契約される Ernst & Young LLP が実施しまとめたジャガイモ、トマト、柑橘にかかるバリューチェーン分析調査報告書を参照する。

なお、現時点で想定されている対象作物は果樹が柑橘、モモ、マンゴー、グアバ、野菜がジャガイモ、トマト、ピーマン、ニンジン、キュウリ、サヤインゲン、タマネギ等、スパイスがニンニクやショウガ等。調査手法としては広くアンケートを実施の上、個別インタビューを行うことを想定している。

(ア)対象品目：野菜2品目、果樹2品目、スパイス1品目（調査開始後、実施機関との協議を経て最終的な対象品目を決定）

(イ)サプライチェーン：農家、産地・消費地仲買人及び卸売業者（大手、中小の地場業者を含む）、農村金融機関、アグリテック企業、農業資材供給業者、種子販売・育種会社、農産物輸送会社等

(ウ)市場ニーズ：大手スーパーマーケットチェーン、食品企業、外食産業（レストラン等）、ホテル、農産物輸出会社等

また、本調査を実施する際には調査スコープについて JICA 及び実施機関の確認を得る。調査時には、男女別にグループインタビューを行う等ジェンダーに配慮する。なお、本園芸作物サプライチェーン調査はコンサルタントによる調査計画策定後、現地再委託による実施を想定している。

### (4) 園芸作物の需要予測

特に果樹及び野菜の需要に関し、過去の需要の推移や、果樹及び野菜の需要に影響すると考えられる人口増加、経済成長、都市化、世帯所得、世帯間格差等を踏まえ、予測を行う。需要予測結果は本事業で普及する作物及び品種の検討材料とする。

### (5) 作物多様化の現状分析

ハリヤナ州政府は水利用量が相対的に多く環境負荷の大きい穀物栽培から、環境負荷の小さい野菜や果樹等の園芸作物栽培への転換を促す作物多様化スキーム「Mera Pani Meri Virasat Scheme」等を策定・実施している。これらの結果達成された作物多様化の実績について情報を収集し、課題についても検討を行う。また、その他ハリヤナ州政府が推し進める作物多様化の政策や具体的な実施計画につき情報収集を行う。

### (6) 地下水枯渇・土壌劣化の現状調査及び環境負荷軽減の効果検討

ハリヤナ州における地下水枯渇・土壌劣化の現状調査を行う。具体的には、①地下水枯渇・土壌劣化の症状及びその程度、②営農（特に穀物生産）との因果関係を明らかにする。それらの結果を踏まえ、地下水枯渇や土壌劣化等のリスクに対して相対的に環境負荷の小さい野菜等への作物多様化がどの程度の負荷軽減につながるかの定量的及び定性的効果について検討する。

#### （7） 民間企業へのヒアリング

本事業では民間企業との連携を検討している。連携手段としては①本事業で整備することとしている貯蔵施設、加工施設、輸送車両等を民間企業に運用委託する場合、②本事業で支援を行う農家団体と大型小売店や食品企業等の民間企業が農産物の取引を行う場合、③本事業で支援を行う農家団体と農業資機材企業が取引を行う場合、④農業資機材企業が試験展示栽培を行う場合等を想定している。いずれの場合においても民間企業の意味決定基準を理解し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する意識を持ち、生産者と win-win の関係を構築するため、関連する民間企業へのヒアリングを行う。ヒアリング対象は地場企業、インドのアグリテック企業（スタートアップ含む）、進出済み本邦企業、インド進出の検討を行っている本邦企業等とする。ヒアリング手法としてはアンケートを通じて具体的に連携可能性がある企業が特定された場合、面談等を通じてより具体的な民間企業の要望・ニーズの把握を行う。また、現在、我が国の農林水産省が中心となって「グローバルフードバリューチェーン戦略」が推進されていることから、右戦略の関連企業へのヒアリングを行う。

#### （8） ブランド化の検討

ハリヤナ州産の園芸作物の比較優位や差別化要因について分析の上、ハリヤナ州産園芸作物のブランド化の検討を行う。また、ブランド化の検討にあたっては、日本国内でブランド化に取り組んで成功している生産者団体や自治体の事例の参照や、行政官及び農家の本邦研修等、連携可能性を模索する。

#### （9） 事業計画のレビュー

上記の調査結果に基づき、先方政府作成の事業計画のレビューを行う。特に各コンポーネントにおける課題、必要性・妥当性、優先順位及び相互の関連性を確認し、その上で主要コンポーネントのアウトプット・アウトカムを体系的に整理する。

事業計画で提案されている活動につき、事業目的への貢献、実施機関のマנדートやこれまでの取り組み及び成果を確認し、実現可能性を検証する。

#### （10） 課題分析及び事業計画の改善提案

上記を踏まえ、本事業で取り組む課題の分析及び設定を行う。事業計画のレビュー及び課題分析に基づき、事業目的及び実施機関のリソース・経験を踏まえ、実現可能な本事業の全体計画及び主要コンポーネントの概要を提案する。また、概略事業費積

算及び各コンポーネントの比重、インド政府による他スキームとの具体的効果的連携方法、民間企業との連携方法等の検討及び提案を事業計画改善提案の一環として行う。

## 第二次国内作業

### (1) インテリムレポートの提出

第一次国内作業及び現地調査の結果に基づき、既存の取り組みの成果、教訓分析、事業背景、事業計画のレビュー結果につき、インテリムレポートを作成する。インテリムレポート案作成後、JICA 及び実施機関からコメントを受ける。これらのコメントを反映させたものを提出する。

### (2) 本部への第二次現地調査対処方針説明

インテリムレポートに取り纏められたこれまでの調査結果及び第二次現地調査の業務計画を簡潔に取り纏め、JICA 本部に対して調査方針説明を行う。

### (3) 本邦招へい事業の基本計画の策定

第5条の(7)に基づき、日本の農業技術、アグリテック、生産者から消費者までに至るサプライチェーン(食品加工、コールドチェーン等の流通、トレイサビリティ、市場マッチング等)にかかる本邦リソースの活用を検討するための本邦招へい事業を実施するための基本計画を策定する。

## 第二次現地調査

### (1) インド事務所及び実施機関への第二次現地調査対処方針

JICA 南アジア部・インド事務所及び実施機関に対して調査方針説明を行う。

### (2) 詳細事業計画の策定

#### (ア) 事業戦略

第一次現地調査結果及び「第5条. 実施方針及び留意事項」に基づく調査結果を踏まえ、市場動向(州内・州外)、州政府の能力、品質・品種、バリューチェーンの課題、競争力、関係者との協働等を考慮した、実現可能な事業目標を設定する。また、右目標の達成に向け、作物多様化及びバリューチェーンの構築を通じた持続可能な農業推進及び所得向上の事業戦略を策定する。

#### (イ) 事業計画の詳細化

インテリムレポートで提案される事業計画改善案や上記事業連略に基づいて、より詳細な事業計画を記載する詳細事業計画(Detailed Scope of Work)を作成する。詳細事業計画には各活動において以下の情報を含める。

- ① 活動内容
- ② 活動規模
- ③ ステークホルダー及びその役割
- ④ 受益者負担を伴う活動の場合、負担の方法及び負担の内容
- ⑤ 政府スキームとの連携調整方法
- ⑥ 民間企業との連携方法
- ⑦ ジェンダー・アクション・プラン（GAP）（ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する取組の計画・実施方法・指標・モニタリングの仕方などを記した計画）

また、事業計画作成の際は、生産、流通、加工、販売等のサプライチェーン上で関連する各活動が統合的に実施されるよう、地域やアクター等に基づき適切な単位をサブプロジェクトとして設定し、それぞれの活動がばらばらに進められることのないように留意する。

#### （ウ）概略設計（施工計画含む）

各コンポーネントのインフラ整備に係る施工方法・施工技術、施工監理方針・計画、実施工程などを検討し、円借款本体で詳細に検討するためのベースとなる施工計画を策定する。また、主要工事の施工方法、品質管理・安全管理の基本的な考え方、留意事項などを取り纏める。

#### （エ）事業対象候補地域及び対象候補農家の選定基準・プロセスの策定

インテリムレポートでの提案に基づき、サブプロジェクトとしての事業対象候補地域やサブプロジェクトの中でさらに対象となる対象候補農家の選定基準・プロセスについて実施機関と協議の上、最終化する。また、実施機関との協議を通じてサブプロジェクトのロングリストを作成し、JICAに提案する。

#### （３）事業実施スケジュールの作成

活動毎の事業実施スケジュールをバーチャートで作成する（詳細設計、入札書類作成、事前資格審査（PQ）、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間や、コンサルタントの選定手続きの時期・期間がわかるようにすること）。その際、モンスーン時期、州の予算、現地実施機関及び地元施工業者の能力等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。また、事業の人員体制を踏まえ、想定されるサブプロジェクト数を設定の上、サブプロジェクトを複数のバッチに分けて、全体の事業工程スケジュールを策定する。

#### (4) 事業費の積算

詳細事業計画及び事業実施スケジュールに基づき事業費積算を行う。積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、積算時には、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として JICA に提出すること。

##### (ア) 事業費項目

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ コンサルティング・サービス（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑤ 建中金利
- ⑥ フロント・エンド・フィー
- ⑦ その他（融資非適格項目。用地取得費・移転費・生計回復支援費、関税・税金、事業実施者の一般管理費）

このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

##### (イ) 事業費の算出様式及び準拠ガイドライン

事業費については、別途 JICA が提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。また積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（2009年3月版（試行版）」を参照すること（コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(10 以上)、32bit 版 Microsoft Office(2016 以上)を推奨。Macintosh は推奨しない）。

##### (ウ) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。適用レート等の積算にあたっての条件については、JICA と協議する。また、概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。

#### (5) 事業実施体制・モニタリング体制・運営維持管理体制

事業スコープに基づいて、先方政府作成の事業計画で提案されている体制のレビューを行う。その上で、当該事業スコープをスケジュール通りに実施し、事業効果を持続的に発現させるために必要な本事業の実施体制と運営維持管理体制を提案する。具体的には、実施と運営維持管理の両方について、①実施機関を含む各関係機関（政府のみならず、農家、農家団体、民間企業を含む）の本事業における役割と責任、②実施機関の各部署の責任・権限、③実施機関の各部署の主要人員の責任・権限、④各機関の能力に関する分析に基づく能力強化策、⑤実施機関と他の機関（政府の他の部局、

農家、農家団体、民間企業）との調整メカニズム、⑥州レベル・県レベル・ブロックレベルのモニタリング体制と計画を含めること。

能力強化策については、強化に必要な具体的な方策を包括的に Time-bound Action Plan としてまとめて、実施機関との合意形成を行う。強化策は実施機関が主体的に実施すべきものであるべきだが、その一部の実施のために、コンサルティング・サービス、実施機関への人員の補強（支援要員、特定分野専門家等の活用）を入れることも検討する。

実施機関と他の機関（政府の他の部局、農家、農家団体、民間企業）との調整メカニズムについては、第5条の（8）に基づいて検討すること。また、他部局にまたがる事項については他のインド向け農業分野円借款の事例を参考としつつ、調整委員会を設けるなどの工夫を行い、その意思決定が適時になされるように留意する。流通販売に関しては、本事業でも取り組む農家団体と食品企業とのマッチング活動を行っている円借款「アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業（フェーズ2）」の事業実施体制を参考にする。

運営維持管理については、圃場整備や貯蔵・流通インフラ等受益者負担が生じる活動に関しては、農家、農家団体、民間企業などが運営・維持管理の責任を負うことになるが、責任の範囲、意思、能力について確認し、想定され得るリスクを検討のうえ、行政の適切な関与の方法についても検討し、提案する。

## （6） 調達計画

事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、調達計画を作成する。その際、以下の項目について確認する。

### （ア） 国内競争入札（Local Competitive Bidding : LCB）

LCB の場合は上記の円借款に関する調達ガイドラインが適用されない。コンサルタントやNGO、現地施工業者の雇用方法等を含め事業コンポーネントの内容に応じて、ハリヤナ州の調達規則にあたる関連法令の有無を確認し、該当がある場合には関連文書を手し、それらに基づく、その他、州政府の調達規則に基づき見積もり合わせ等を含む調達方法が計画されているか確認を行う。

（イ） 土木工事の施工業者選定に関しては、以下の項目について確認する。

- ① 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ② パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討

## （7） 具体的な行動計画の策定

これまでの調査及び協議にて取り極めたことを整理し、今後の事業実施に向けた具体的な行動計画である Time-bound Action Plan を作成する。



## (8) 環境社会配慮

環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び環境社会配慮実施体制の確認を行い、環境社会影響評価フレームワークの策定を行う。

(ア)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

(イ)環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - A) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - B) JICA 環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)との整合性
  - C) 関係機関の役割
- ③ 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認(カテゴリCのみスクリーニングする仕組み、体制が備わっているか確認する)
- ④ 実施機関の環境社会配慮能力(ESMS(Environmental and Social Management System))に係る調査実施、強化策の提案(実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえたESMSチェックリスト案の作成)

(ウ)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2022年1月)と言う。)に基づき、環境社会影響評価フレームワーク案を作成する。環境社会影響評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- ① プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトのEIAがプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
- ② 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及びJICAの要件を遂行するうえでの借入人/実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- ③ 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- ④ 環境アセスメントとサブプロジェクトの計画に係るプラン(スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスメントと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む)、サブプロジェクト選定の環境クライテリア

- ⑤ 住民協議フレームワーク、情報公開方法（サブプロジェクトの EIA の公開方法含む）、異議申立方法
- ⑥ サブプロジェクトの EIA の準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- ⑦ モニタリング及び報告体制（JICA への報告体制含む）

#### （9） 事業効果

本事業の定量的・定性的事業効果（運用・効果指標の設定、経済的内部収益率（EIRR）を含む）について検討する。検討の際は低生産性、低品質、少流通量、食品ロス、低所得等の本事業での取り組み課題に対して適切な運用・効果指標を選択のうえ、当該指標の基準値を確認し、プロジェクト完成後約 2 年を目途とした目標年の目標値を設定する。事業効果設定の際には、出典や算出方法を明記するとともに、達成しようとする事業の目標と指標について、技術的な観点からの妥当性を検討する。また、案件監理時にも継続的に入手・モニタリングが可能なようデータ入手可能性にかかる提案を併せて行う。

なお、IRR 算出に当たっては、JICA の IRR 算出マニュアルに沿って算出し、計算用のエクセルシートや報告書に計算の過程や引用される数値の根拠が第 3 者にも分かるように記載するよう留意する。

#### （10） 気候変動の影響・農業生産基盤への影響

パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が当該国の NDC と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。また、本事業は将来の気候変動を評価・考慮する場合、気候変動による影響への対応につながる気候変動の適応を副次的目的とする事業と位置づけられる可能性があるため、下記 JICA ホームページ内にある適応策の可能性について、検討をする。

（URL:[http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)）

上記の検討にあたり、降水形態の変化による農業用水の取水への影響（例：渇水の増加や長期化など）や気温が上昇することで収穫できる作物に変化が出てくるなどの影響（例：これまで 1,000m で収穫できていた高原野菜が、1,200m の高度でないと収穫できなくなる等）等の気候変動の影響について、関係機関からのヒアリング結果をまとめる。

#### （11） コンサルティング・サービスの TOR の作成

実施機関及び関連機関の現在の能力・体制や事業スコープを踏まえて、JICA「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012 年 4 月）

(URL:[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/handbook/japanese\\_2012.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/japanese_2012.html)) に基づくドラフト TOR を策定すること。

## (12) リスク管理

本事業実施におけるリスクを別途 JICA が提供する「リスク管理シート (Risk Management Framework)」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的リスク事項の特定及び対応策を検討し、シートを作成する。

## (13) パイロット事業の実施

第5条の(7)に基づき、第一次現地調査を通じて明らかになった課題に対してデジタル・トランスフォーメーション (DX) を切り口に最適なアプローチを模索し、円借款の本体事業の中での民間連携の在り方を検討する。具体的には、園芸作物の生産性向上や、オンラインマーケットプレイス等のバリューチェーン効率化に資するサービスを提供する日本やインドのアグリテック企業との協働等を実証的に行う。

### 第三次国内作業

#### (1) ドラフトファイナルレポートの作成

第二次現地調査の結果を踏まえ、調査結果の全体を取りまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、JICA 及び実施機関に説明の上、コメントを受ける。

#### (2) 調査結果を踏まえた DPR の更新

インド国における援助要請は、実施機関によって作成される Detailed Project Report (DPR) を、中央政府がレビューし、その後に要請が行われる。必要に応じて、ドラフトファイナルレポートをもとに実施機関が行う DPR 作成の支援を行う (主語が JICA Survey Team から実施機関名になる等、形式的な修正が主であり、内容は基本的に同様)。

### 第三次現地調査

#### (1) ファイナルレポート作成に向けた協議

第三次国内作業の際に受けたコメントを踏まえ、更なる情報収集・協議が必要となった項目に関し確認を行った上で、ファイナルレポートへの変更点について JICA 及びインド側関係者等に説明し、内容につき協議を行う。

### 第四次国内作業

#### (1) 本邦招へい事業の実施

インド側からは本邦企業の事業への参画への期待が高く、本邦技術の活用を検討するため、第5条の(7)に基づき本邦招へい事業を行う

## (2) ファイナルレポートの作成

調査全体の結果を取り纏め、ファイナルレポートを作成する。

## 第7条 報告書等

(1) 調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

### (ア)業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出期限：契約開始後10営業日以内

提出部数：和文3部(簡易製本)

### (イ)インセプションレポート(IC/R)及びレポート概要説明資料(PPT)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

提出部数：英文2部(JICA1部、先方機関1部)(簡易製本)

### (ウ)インテリムレポート(IT/R)及びレポート概要説明資料(PPT)

記載事項：対象地域の社会経済状況・自然条件、農業セクターの現況、実施機関の体制・財務・技術の状況、課題の抽出及び分析結果、事業の必要性、事業計画レビュー分析結果、事業対象地域案、事業対象選定方法案、事業計画概要、事業費概算等

提出時期：2023年5月下旬

提出部数：英文2部(JICA1部、先方機関1部)(簡易製本)

### (エ)ドラフトファイナルレポート(DF/R)及びレポート概要説明資料(PPT)

記載事項：調査結果を踏まえた審査に必要な文書(要約、詳細事業計画(Detailed Scope of Work)、概略設計、事業実施スケジュール、事業費積算、事業成果(IRR分析含む)、事業実施・モニタリング体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮、調達計画、Time bound Action Plan等含む)

提出時期：2023年10月初旬

提出部数：英文2部(JICA1部、先方機関1部)(簡易製本)

### (オ) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：DF/R の内容を踏まえた調査結果の全体成果、要約（英文）、各現地調査時のインタビュー内容を記載した議事録、現場視察等で撮影した写真（30 枚程度）

提出期限：2024 年 2 月 28 日

提出部数：

- ① 英文（製本版） 8 部（JICA4 部、先方機関 4 部）
- ② 英文（先行公開版） 2 部（JICA）
- ③ 英文（製本版の CD-R） 3 セット（JICA2 セット、先方機関 1 セット）
- ④ 英文（先行公開版の CD-R） 1 セット（JICA）
- ⑤ 和文要約（製本版） 4 部（JICA）
- ⑥ 和文要約（CD-R） 3 セット（JICA）

ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた先行公開版を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と協議の上決定する。

- A) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- B) 実施機関の経営・財務情報のうち、対外的に公開していない政策の内部検討状況
- C) 民間企業の事業や財務に関わる情報、企業秘密となるような特殊ノウハウ等

社会配慮に係る個別の補償額等、個人が識別できる情報や、個人の権利利害を害する恐れのある情報等。ただし、既に公開されている情報を除く。

### (カ) デジタル画像集

調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）付すこと。

#### (2) 報告書の作成・印刷仕様

(ア) ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。

(イ) ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

### (3) 収集資料

現地業務時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを付した上で発注者に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

### (4) 調査業務報告書

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに発注者に提出する。

### (5) 報告書作成にあたる留意点

- (ア)各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- (イ)各調査報告書は、インド国政府への提出に先立ち、事前に発注者に提出し、承諾を得ること。
- (ウ)各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- (エ)各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、英文報告書の冒頭部分に入れること。
- (オ)レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- (カ)レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- (キ)報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- (ク)レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

別紙 1 : プロポーザルにて提案を求める事項

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	民間企業連携（パイロット事業の実施） テーマ、期間、パートナーとする本邦企業案等	第5条 実施方針及び留意事項 （9）民間企業連携の促進（本邦企業含む） （ア）パイロット事業の実施（P11）
2	民間企業連携（本邦招へい事業） テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施地域	第5条 実施方針及び留意事項 （7）民間企業連携の促進（本邦企業含む） （イ）本邦招へい事業（P11）
3	園芸作物サプライチェーン調査にかかる調査方針、調査手法（対象作物の選定方法含む）、調査期間等	第6条 業務の内容 第一次現地調査（3）園芸作物サプライチェーン調査（P18）

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：農業セクターの作物多様化やバリューチェーン構築にかかる各種調査・設計業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／マーケティング戦略・バリューチェーン構築
- 園芸栽培技術・作物多様化
- 持続可能農業（環境負荷軽減策・気候変動対策）

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.5 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。



【業務主任者（業務主任者／マーケティング戦略・バリューチェーン構築）】

- ① 類似業務経験の分野：バリューチェーン分析にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インド及びその他途上国地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：園芸栽培技術・作物多様化】

- ① 類似業務経験の分野：園芸栽培技術及び作物多様化にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インド及びその他途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：持続可能農業（環境負荷軽減策・気候変動対策）】

- ① 類似業務経験の分野：持続可能農業（環境負荷軽減策・気候変動対策）にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は 2022 年 10 月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナルレポートを 2024 年 2 月 28 日に提出します。なお、作業工程に係る別の合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案して下さい。

時期 項目	20 22 年 10 月	11 月	12 月	20 23 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	202 4年 1月	2 月
第一次 国内作業																	
第一次 現地調査																	
第二次 国内作業																	
第二次 現地調査																	
第三次 国内作業																	
第三次 現地調査																	
第四次 国内作業																	
報告書 提出		△ IC/R						△ IT/R					△ DF/R				△ F/R

## (2) 業務量目途と業務従事者構成案

### 1) 業務量の目途

約 26.00 人月（現地：19.50 人月、国内：6.50 人月）

### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/マーケティング戦略・バリューチェーン構築（2号）
- ② 園芸栽培技術・作物多様化（3号）
- ③ 持続可能農業（環境負荷軽減策・気候変動対策）（3号）
- ④ 農家組織化・ジェンダー主流化
- ⑤ 民間企業連携
- ⑥ 積算／経済・財務分析
- ⑦ 環境社会配慮

### 3) 渡航回数を目途 全 22 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託とします。所要経費として後述の定額を本見積りに含めてください。

- ① 園芸作物場バリューチェーン調査
- ② 持続可能な園芸農業推進に向けた環境負荷実態調査

## (4) 特殊傭人

業務実施にあたって、十分な技術・能力を有した特殊傭人を配置することを認めます。業務従事者との役割分担を踏まえた特殊傭人の業務内容を含む配置計画をプロポーザルに記載して下さい。また、所要経費を本見積りに含めてください（定額としません）。想定する対象分野は以下の通り。業務量の上限は6人月を目途とします。別の分野や業務量の方がよいとする場合はその理由を付してプロポーザルにて提案して下さい。

- ① 気候変動対策・環境（地下水枯渇・土壌劣化等）
- ② 栄養改善

## (5) 配付資料／公開資料等

### 1) 配付資料

- ハリヤナ州園芸局作成の事業計画（コンセプトノート）
- ハリヤナ州園芸局提出済の関連資料（バリューチェーン分析報告書等）
- 環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆執務要領（2019年11月）【貸与】
- IRR 算出マニュアル
- リスク管理シート及び解説書

## 2) 公開資料

- 技術協力プロジェクト「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト業務完了報告書（2015年11月）」  
(URL:[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12246575.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12246575.pdf))
- Data collection survey on agriculture, food processing and distribution in Andhra Pradesh state final report  
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000026549.pdf>)
- The preparatory survey on Rajasthan water sector livelihood improvement project : final report  
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12283271.pdf>)
- Preparatory survey on initiative for horticulture intensification by micro drip irrigation in Jharkhand : final report  
([https://libopac.jica.go.jp/images/report/12183141\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12183141_01.pdf))
- 国際協力機構ホームページ「SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ」  
([SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ | 事業・プロジェクト - JICA](#))
- Mission for Integrated Horticulture Development ガイドライン  
([https://midh.gov.in/PDF/midh\(English\).pdf](https://midh.gov.in/PDF/midh(English).pdf))

## (6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。2～6につき見積もりに計上ください。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

### 1) 治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAインド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(ア) 出発 2 週間前までにインド事務所宛に便宜供与依頼を行う。その際に、「渡航者情報リスト統一フォーマット」（様式上、指定の箇所は英文で作成し、かつファイル名を英文にて、出発日－部署略号－出張者の姓（例:DDMMYY-GA-KOKUSAI）とする）をインド事務所安全管理アドレス宛（[jicaid-security@jica.go.jp](mailto:jicaid-security@jica.go.jp)）に送付すること。また、インド国内で使用可能な携帯電話を持参することを基本とし、その連絡先を記載すること。持参が難しい場合はインド到着後速やかに通信手段を

確保し、連絡先を事務所安全管理アドレス宛（jicaid-security@jica.go.jp）に連絡すること。

- (イ) 事前に、カウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、インド事務所安全管理アドレス宛（jicaid-security@jica.go.jp）に送ること。
- (ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。
- (エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (オ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。
- (カ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

## 2) 行動規制

- (ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。
- (イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。
- (ウ) 必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。（警護手配に係る費用は JICA が負担する）
- (エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

## 3) 通信手段

各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。

## 4) 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

## 5) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

(ア)国連地図<sup>2</sup>を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。（国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン<sup>3</sup>を参照）。

A) データの参照元が国連である

B) 当該加工は JICA によるものである

C) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない<sup>4</sup>

(イ)各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等での国の領土であるかを示さない((ア)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(イ) 同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

1) 旅費（航空賃）

2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

5) その他（以下に記載の経費）

<sup>2</sup><https://www.un.org/geospatial/>

<sup>3</sup><https://www.un.org/geospatial/mandates/public>

<sup>4</sup>記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA.”

本邦招へいに係る経費  
本邦招へいに係る国内再委託に係る経費  
セミナー開催費（会場借上費）

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

現地再委託費

- 1) 園芸作物場バリューチェーン調査：300万円
- 2) 持続可能な園芸農業推進に向けた環境負荷実態調査：300万円

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒デリー⇒東京（エア・インディア）

東京⇒バンコク⇒デリー⇒バンコク⇒東京（タイ航空）

東京⇒シンガポール⇒デリー⇒シンガポール⇒東京（シンガポール航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

## 5. その他留意事項

特になし

別紙2：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 26 )	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／マーケティング戦略・バリューチェーン構築</u>	( 26 )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者</u>	( - )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	( - )	( 4 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：園芸栽培技術・作物多様化</b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>持続可能農業（環境負荷軽減策・気候変動対策）</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	